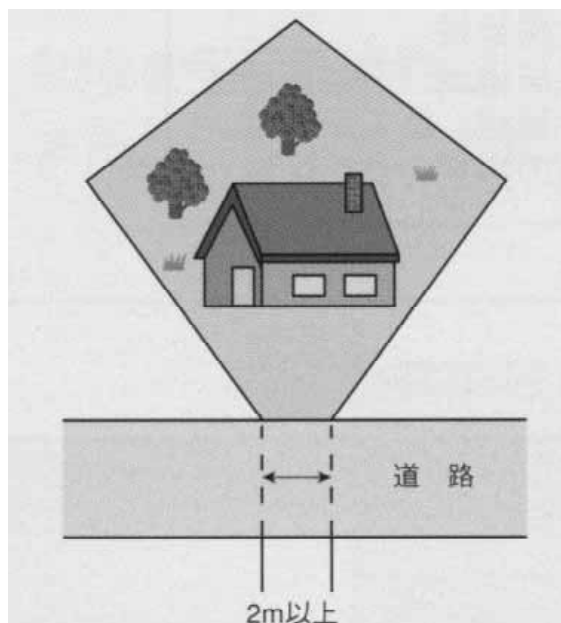
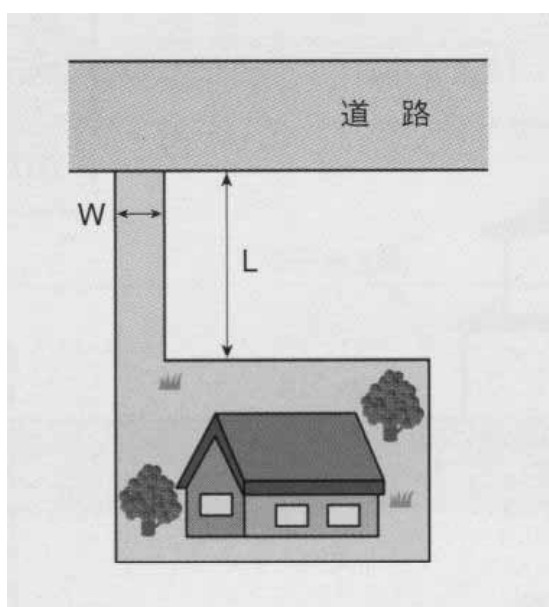


建物を建築する際の注意事項

敷地は幅員 4メートル以上の道路に 2メートル以上接しなければ建物は建てられません。



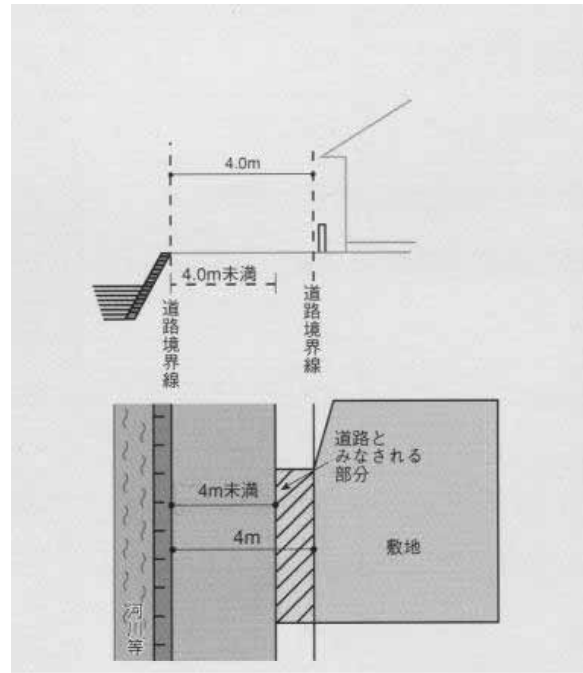
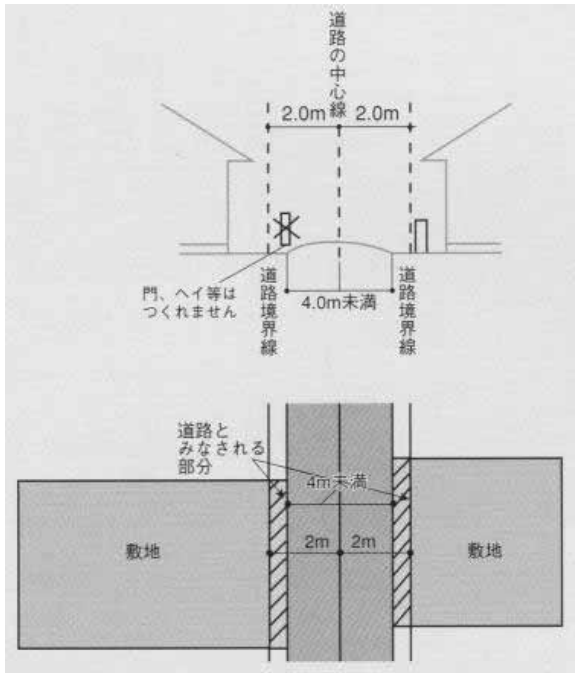
また、路地状の敷地の場合は、原則として次の表のように路地状部分の長さによって、その幅員の制限があります。



路地状部分の長さL (単位：m)	路地状部分の幅員W (単位：m)
10未満	2
10以上15未満	2.5
15以上20未満	3
20以上	4

共同住宅等の特殊建築物については、建築指導課へお問い合わせください。

幅員が4メートル未満の場合には、道路の中心から2メートル後退したところを道路の境界線とみなしますので、この間は、建物はもちろん、門、塀等も造ることはできません。なお、道の反対側が水路等の場合は、水路側の境界から道の側に4メートル後退した線をその道路の境界線とみなします。



最後に、建物の用途につきましては、用途地域ごとに建築できる用途が定められておりますので、建築指導課にお問い合わせください。